第１節　中央統轄組織(USOC)と国内スポーツ別統轄団体(NGB)の重点施策との相互関係

村木 征人（筑波大学）

第１項　緒　　論

アメリカ合衆国（以下米国）での国際競技力向上政策は，1978年11月８日米国第95議会を通過したアマチュア・スポーツ法案（Amateur Sports Act: Public Law 95-606）の施行以来，今日までに目覚ましい改革と発展がみられる。

当初の重点施策の主なものは，法案作成の基礎となった「オリンピック競技に関するアメリカ大統領諮問委員会（The President's Commission on Olympic Sports)」の最終報告書で指摘されたものである（USOC, Jan. 1977)。[22)23)24)]　また，1988年には「オリンピック検証委員会（The Olympic Overview Commission)」が創設され，法の施行以来10年間の米国におけるオリンピック・スポーツの競技力向上政策に関する実効上の問題が調査されている。[35)]

本稿では，それらの資料を中心に，法案成立と共に開始された国際競技力向上政策に関する重点施策を取り上げ，米国アマチュア・スポーツ界での組織的・構造的改革とその具体的影響を検討した。

主たる観点は，中央統轄機構としてのUSOCと，その傘下に在り，個々のスポーツ種目の国内統轄機構として，当該スポーツのより直接的・具体的な競技力向上政策を目指す国内統轄団体（NGB: National Governing Body）との相互関係に置いた。また，より具体的かつ実際的な問題として論議を深める目的で，多くのNGBの中でも特に陸上競技を中心に扱った。この理由の第１は，陸上競技が世界的に最も普及度が高く，オリンピック競技でも最も大衆メディアの関心の高い中心競技であること。第２に，米国のオリンピック・スポーツの中でも最大のティーム・メンバーを送り，スポーツ王国としての象徴的競技種目であること。第３に，米国の競技スポーツの実際的な土壌である教育機関にスポーツ組織の土壌を持つ典型であり，民間スポーツ組織との相互協力関係の改善を通して，国際競技力向上政策の重点施策としての組織改革が顕著にみられるためである。

第２項　USOCの重点施策と評価

米国のオリンピック・スポーツ競技力向上政策の重点施策は，アメリカ合衆国オリンピック委員会（USOC）によって全般的・統合的な遂行が目指され，個々のスポーツ種目に関しては，それらの基本政策の下で当該種目のNGBによって遂行される。これらの重点施策の遂行は，アマチュア・スポーツ法によって立法化され，上記の組織や団体に義務付けられたものである。

中央スポーツ統轄組織としてのUSOCの主要な対象と目的は，アマチュア・スポーツ法によって以下に規定される（Public Law 95-606, Sec. 104, 1978)。[23)26)]

1）アマチュア・スポーツの国家目標の確立と目標達成の推進
2）国際試合に直接関連する，国内での競技活動の調整と発展に役立つスポーツ関連組織間の生産的な活動関係の促進
3）オリンピック大会，パンアメリカン大会への参加，およびそれらの米国での開催への直接・間接的管轄権の集中的行使
4）オリンピック大会，パンアメリカン大会への最強メンバーの確保
5）国際競技活動の推進と援助
6）競技活動での体力と国民参加の推進・奨励
7）選手のための競技プログラムの開発に関わる組織や個人への援助
8）競技者，NGB，および他のスポーツ組織間の紛争や争議の素早い解決と，選手・コーチ・トレーナー・監督・役員・審判らの競技会参加の機会の保護
9）競技トレーニング施設の開発と，既存施設利用への助力
10）体力トレーニング・用器具デザイン・コーチング・パフォーマンス分析等々に関する技術情報の提供と協力
11）スポーツ医学や安全管理面での研究・開発・普及の奨励と援助
12）女性の競技活動の奨励と援助
13）身体障害者の競技活動の奨励と援助
14）人種的・民族的少数者の競技活動の推奨と援助

USOC は1978年のアマチュア・スポーツ法（Act: the Amateur Sports Act）施行によって，上記の包括的なスポーツ政策の遂行を法的に義務付けられ，遂行権を保障された中央統轄組織として再編成されたものである。USOC のスポーツ政策は，オリンピックを中心とする米国の国際競技力向上政策そのものであり，包括的内容のすべてがそれに集約される方向に位置付けられているのが特徴的である。しかしながら，再生された USOC は，従来の国際オリンピック委員会（IOC）への加盟団体（NOC）としてだけの性格から，米国の総てのアマチュア・スポーツ組織の中央統轄組織として，米国のスポーツ政策に関するより広範囲な権利と義務を与えられたものである。

USOC の重点政策は大別すると，以下の３つにまとめられる：

1．NGB の統轄と施策遂行への機構改革
2．基金開発
3．世界的レベルの競技者の養成と援助

前述したように，USOC の最大の組織目標は，オリンピックを中心とする米国の国際競技力向上にあり，それに対してのより直接的な施策－世界的レベルの競技者の養成と援助は，最優先されるべき重点施策に位置付けられる。従って，上記の他の２つはより政治的な施策として，経済的・技術的施策を効果的に遂行し，直接的な施策を達成するための前提条件として位置付けられる。また同時に，それらは相互に深く影響し合うものである。

1. NGB統轄と施策遂行への機構改革

表記の問題は，法案成立過程での国際競技力向上政策の効果的な遂行の前提条件となるものであった。その主な理由は，第２次世界大戦以降，陸上競技を中心とする米国アマチュア・スポーツの国際的地位の一貫した低落傾向（図１）は，米国民のタレント不足にあるのではなく，むしろスポーツ組織・機構上の問題が，当該試合へのベスト・メンバーの派遣や，選手・ティームの最高業績の達成に不可欠である適正な試合日程の計画や選手の試合参加，あるいはトレーニングの継続の妨げとなっていたことに因る。また，同時に，強力で直接的なオリンピック・スポーツへの国際的スポーツ政策に支えられたソ連・東欧諸国の台頭や，60年代に始まる新興国家選手の進出による相対的な地位の後退

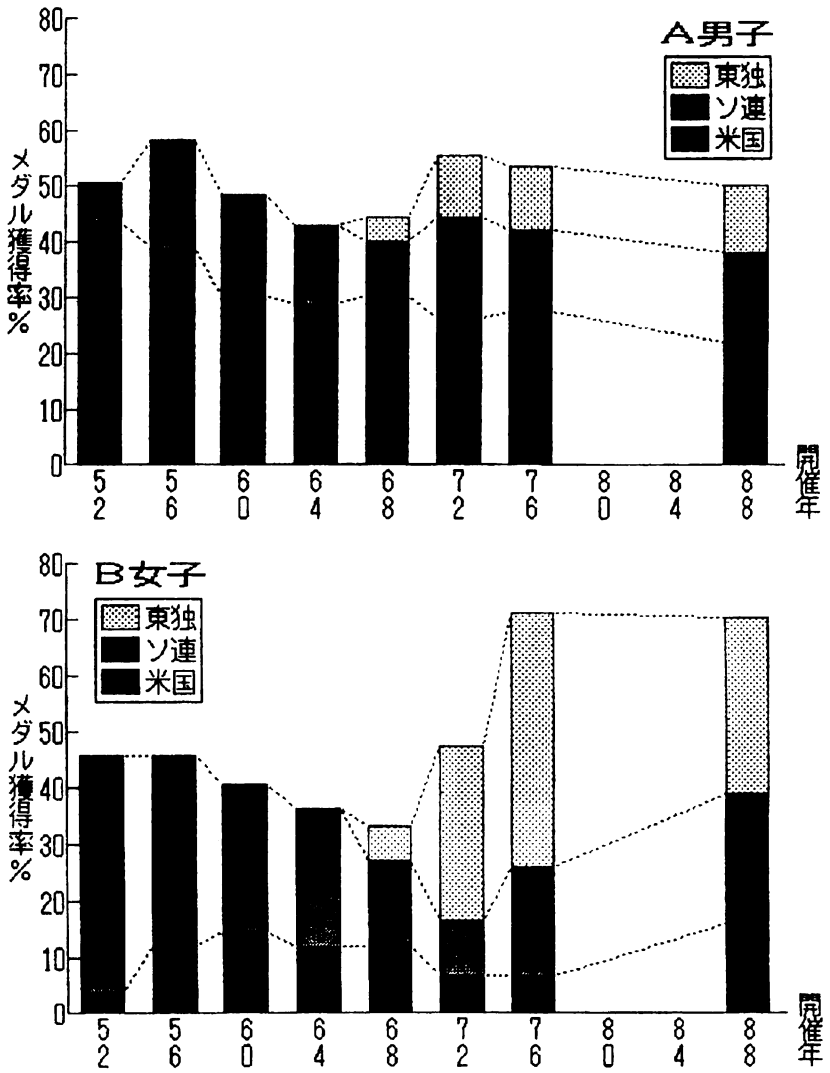


図１．陸上競技での主要三国の五輪メダル獲得率(%)の推移(1952-88)
獲得率：総メダル数(金銀銅)に対する各国の獲得メダル数の割合

が指摘される。[20)23)24)]

NGBの統轄に関する組織的機構改革に関しては，アマチュア・スポーツ法案の成立過程において，既に大統領諮問委員会およびその小委員会等で深く論議され，詳細な最終報告書が刊行されている。[22)23)24)]従って，ここでは，その組織改革10年間の評価として，オリンピック検証委員会（OOC）報告[35)]の中での今後の改善案の抽出に留めた。

OOC報告は，1978年のアマチュア・スポーツ法案成立で意図されたUSOC並びにNGBの組織構造改革10年間の活動に対して，総括的な高い評価を与えている。自治的なNGBを介して，草の根からエリートスポーツ・プログラムを通して達成されたスポーツ構造とそれらの発展を支持する一方で，将来的なUSOC自体の構造的改善の必要性を示唆している。それは，USOC自身が（NGBに代って）実際に代表選手・ティームを選抜し，トレーニングするための統治的組織となること，若しくは，成功したプロスポーツ・ティームやリーグ，又は大学対抗競技局（Intercollegiate Athetic Department）に類似したものの必要性を示唆している。

組織的な機構改善勧告の目的は組織の簡素化と機能化により，執行機関メンバーの政治的選出を避け，よりビジネス・ライクで責任体制が明確にされた組織づくりによってスポーツ法案の趣旨を徹底することにある。

USOCの組織機構上の改善勧告の具体的な内容は以下の諸点である。

①管理委員会（AD: Administrative Committee）の廃止と，下記理事会の実行委員会（新設）への機能転換。

②実行委員会（Executive Board）を理事会（Board of Directors）への名称変更および同会構成員の削減と機能化：メンバーを各スポーツ領域からの代表者に絞り（94名から46名へ削減），中央統轄組織の実際的な運営委員会として機能させ，現在の管理委員会との重複を避ける。[注1)] また，

③理事会への執行委員会（EC: Executive Committee）新設。[注2)] 同時に，施策遂行者として，USOCスタッフ職員の職務の管理・運営に当る専務部長職（ED: Executive Director）を新設し，執行委員会が専任者を雇用する。

注 1）理事会の構成員：a）USOCより6名；b）NCAAより1名；c）他の学校スポーツ組織より1名；d）上記以外のNGB Group-Bより1名；e）NGB Group-Eより1名；f）民間分野より6名；g）NGB Group-Aより19名；h）選手諮問評議会（AAC: Athletes' Advisory Council）より選手代表として8名；i）NGB Group-C/D/軍隊より各1名－但しこの3名は投票権無しのメンバー

注 2）執行委員会のメンバー：a）USOC役員代表6名；b）NGB-Council代表1名；c）AAC代表1名；d）専務部長1名

④委員会の存在：常に，時代の要請への柔軟な対応が可能な存在であるべきことを強調し，以下の委員会の新設が勧告された。

a）財務効果・倫理委員会（Financial Impact and Ethics Committee）

スポーツ政策遂行に際しての経済的疑惑の防止と関心の提供，並びに主な支出や計画の検証

と将来展望を目的とするもの。

b）マーケティング，ライセンシング，TV 委員会

（Marketing, Licensing and Television Committee）

主要な基金づくりを目的とするマーケティング部門（MD: Marketing Division）の計画・管理を担当する専門委員会で，同時に，マーケティング部門を世界的商業中心であるニューヨークへの移転による基金獲得の増大を勧告。

c）長期計画・プログラム分析委員会（Long Range Planning and Program Analysis Committee）

組織的発展に判う長期計画の立案と計画遂行の分析評価を目的とするもの。

d）選手認定・養成委員会（Committee of Identification and Development of Athletes）

NCAA を中心とする多数の教育機関に含まれるスポーツ組織での，将来性ある若い選手の発掘と，資格証明選手らへの既存スポーツ施設でのトレーニング・試合への奨励援助に関する研究，計画，企画等を目的とするもの。

⑤連邦政府担当局の主都・ワシントン開設と専従担当者の配置

スポーツ政策の効果的な遂行にとって，関係する連邦政府省庁との緊密な連係協力の可能性が強調され，そのための具体的な対策が急務であることが指適された。

⑥オリンピック同窓会（Olympic Almni Assosication）の設立

かってのオリンピック選手，コーチ，役員審判らの継続的な交流と，オリンピック運動の振興を計り，オリンピック開催年以外での国民の関心の喚起が目指されるもの。

⑦選手認定・養成委員会（Committee for the Identification and Development of Athletes）の設置

学校/大学のスポーツ組織・団体こそ総てのオリンピック選手の供給源であり，殆どのスポーツ施設の提供者（特に NCAA）であるとの認識を更に強め，認定選手らの学費返還，およびスポーツ施設利用を含むそれらへの援助プログラム開発に当る新委員会の設置を観告したもの。

2. 基金開発施策と評価

USOC は1978年の法案成立後も，伝統的に国家予算からの財政援助を一切受けていない。戦後一貫して，国際的トップレベル・スポーツやオリンピック開催が，国家システムへの組み込みと国家的財政援助が高まる中で，これは世界で唯一の例外的ケースでもある。[1)2)] ロスアンゼルス五輪開催に象徴される様に，必要な基金はすべて，幅広い民間企業と個々の国民からの様々な貢献によるものである。従って，積極的な基金起こし活動の開発は，スポーツ政策遂行に不可欠な前提条件でもある。また他方では，それ自体がオリンピック・スポーツへの民間の関心を喚起することで成立つもので，中核となる選手養成・援助施策に対して物心両面での強力な支えともなるものである。

基金開発は USOC の基金開発部門が担当し，以下の広範囲なプログラムが遂行されている。なお，1985-88期の実績としての基金収入の４年間および１年間（1988）の内訳は，図２に示した（図２）。

<（　）内は1989-92期での基金予定総額>[36)37)38)]

1）直接的マーケティング（$ 25,000,000）

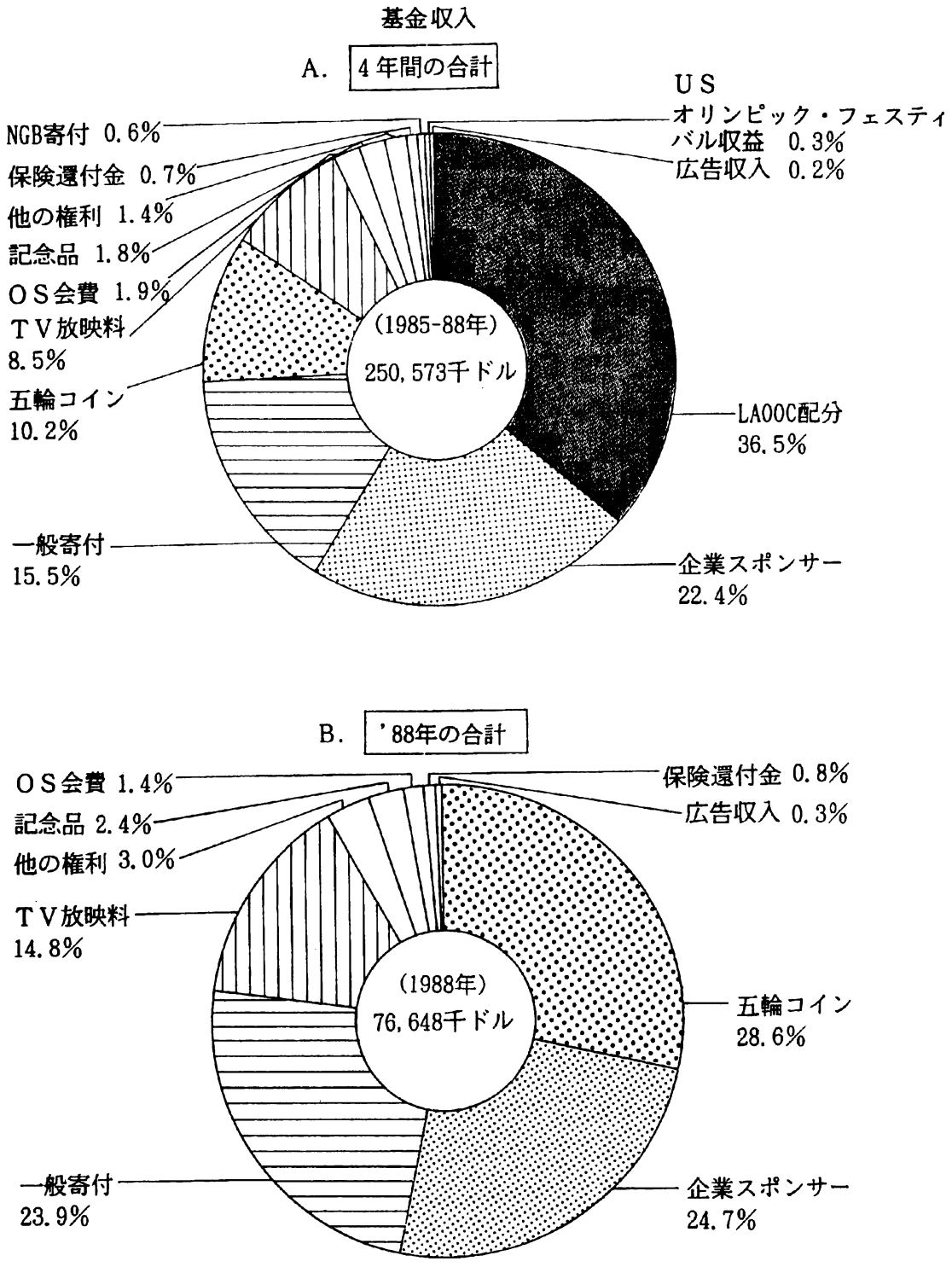


図2．USOC基金開発における4年間（1985-88)(A)および年間（1988)(B)の基金収入の内訳概容

広範囲なダイレクトメールとマスメディアを通じての通信販売と寄付依頼，およびオリンピック協会費（現在約65,000人の会員で，会員には年10回の雑誌“The Olympian”を提供）によるもの。

2）企業協賛基金（$86,000,000）

民間企業からの国際・国内オリンピック運動への協賛基金，および製品・サービスの提供に対して，当該企業の製品・広告への米国オリンピック・シンボル使用権を認めるもの。

3）ライセンシング（$14,000,000）

契約民間企業に対しての，米国のオリンピック・シンボル並びに用語の企業製品への使用認定料（Royalty）としての収益基金。

4）地方オリンピック組織からの基金（$20,000,000）

グループDに属する各州でのオリンピック・ボランティア団体の基金づくり活動からの提供。

5）州税還付金の寄付（$1,750,000）

州所得税の還付金の寄付制度で，現在，全米で7州が協力中－California, Colorado, Delaware, Idaho, Iowa, Rhode Island,Virginiaの各州。

6）オリンピック記念コイン基金（$25,000,000）

各オリンピックへの米国の参加記念コイン（金/銀）販売収益基金によるもの。

7）連邦政府職員へのオリンピック基金寄付キャンペーン

8）土産店の売上（$10,000,000）

オリンピックトレーニング・センター（Colorado Springs）内土産物店での記念品販売の収益で，今後，メイル・オーダープログラムも予定される。

9）財団寄付（$2,000,000）

各種のUSOC施策プログラムに対する慈善財団からの寄付によるもの。

10）テレビ放映権料（$67,000,000）

冬期/夏期オリンピック放映権のIOCからの配当（約10%）と米国内でのオリンピック最終選考会，USオリンピック・フェスティバル等の放映権料。

上記の基金開発施策は，1978年USOCの再生以来著しい発展を遂げたものである。予算規模の著しい増大と共に，支出面でも経常運営経費および施策遂行経費の両面で急激な拡大が顕著である。

検証諮問委員会は，これまでの2期8年間（1981-88）の財務問題の検証を通じて，「USOCが極めて強力な財政計画と会計機構を持たない限り，早ければ次期1992-96年の4年間にも経済的破綻に直面するであろう」との極めて厳しい総括的評価を述べている。[35)]

報告された財務関係の改善勧告の詳細は，以下の諸点である。

1）少なくとも次の2期8年間（1989-1996）の全体的で，詳細かつ具体的な財務計画の迅速な立案が急務であること。また事業予算計画に関しては，財務効果・倫理委員会および予算・会計検査委員会（共に新設を勧告）との密接な協力が必要であること。

2) これまでの2期8年間での急激なオリンピック運動の発展から，トップレベル・スポーツへの専任財務担当者の設置が急務であること。
3) 予算・会計検査委員会の設置：外部の会計検査機関への依頼と共に，財務管理・会計能力を持つ強力な内部機構の必要性。
4) 将来期からの負債経営の全面的回避：流動性の高い経済社会環境下での，民間からの寄付基金が唯一の財源であることを強調。
5) 膨張する旅費・会議費の規定尊守と，それらの日常的会計検査の強化
6) 外部への依託専門サービスの予算化と実際支出の点検強化
7) 基金開発のカギとなる渉外担当者の専門能力のレベルアップ
8) PANOL（USOC全面出資の保険会社）を抱える潜在的トラブルの可能性を指適し，厳密かつ迅速な現状分析と，それに基づく早急な代替案の研究
9) オリンピックトレーニング・センター運営経費と，申請中の新しいセンター建設計画（San Diego と Indianapolis）の長期事業予算計画に基づく見直しの必要性
10) 予算計画での財源収入の特殊性を配慮した，適切かつ堅実な見積もりの強調

3. 世界的レベルの競技者の養成と援助

競技者への直接的な援助は，国際競技力向上政策の具体的施策として総てに最優先されるべきものとして位置付けられている。[37] このことは実際の予算配分でも如実に示され，次期4年間（1989-92）ではUSOC予算（$215 million）の80.2%が，直接的な選手への援助とNGBを通じての間接的な援助に配分される。これは前期（1985-1988）に比べて57%の増額となっている。これらの理由の第1は，国際試合で，国家支援を受けた他国選手を相手に戦う米国選手にハンディキャップを持たせないこと。第2に，米国を代表する選手らが，彼等のベストを尽くすために求めている必要な援助は，国家でなく我々国民が与えるべきであるとの基本的政策理念に基づいたものである。これらの基本理念は，以下の標語によって良く表現されている。"America doesn't send its Olympic athletes to the Games, but Americans do! Let's not handicap our athletes. Let's give them the support they need to be their best." [35]

米国選手がトップレベルでの最高業積の達成を目指して，競技キャリアを継続する際の物理的，経済的，社会的障害は，米国国際競技力の戦後の一貫した衰退または停滞の主要な要因として，1978年のPCOS最終報告書で指摘された問題である。これらはまた，米国アマチュア・スポーツ組織の構造的特質と密接に関連した問題でもある。すなわち，ほとんど総ての競技活動の基盤が，教育機関のスポーツ組織・団体，施設，コーチング，試合，基金に依存している点である。

米国の学校，特に大学対抗競技（Intercollegiate Athletics）でのスポーツ・システムは，上記の競技活動を支える諸条件を世界でも比類ないまでに発展したものである。しかしながら，このシステム自体の基本的目標は国内指向性にあり，戦後急激に発展したトップレベル・スポーツでの国際指向性に対しては，逆に多くの障害をもたらしてきた。また，オリンピック競技の多くのマイナーと言われ

る種目では，学校スポーツ・プログラムには含まれず，民間のスポーツクラブに依存しており，ハイ・レベルな競技活動を支えるあらゆる面で不足がちである。[1)18)20)21)]

主要な問題は，高度化した国際的なトップレベル・スポーツでの最高業績の達成が，多くの種目で，教育機関への就学年令帯をはるかに越えたところでなされ，より長期の，よりフルタイムでの競技キャリアの継続が不可欠となってきたこと。そして同時に，力の接近したトップレベル競技では，目標とする国際試合に対して最強のメンバーを選抜し，なおかつ，代表選手らを最良の状態に準備して臨む必要がますます高まったことにある。

PCOS 最終報告書に指摘されたように，米国アマチュア・スポーツでの世界的レベルの競技者の養成に関する障害は，相互に関連し合うものとして以下の３つに大別される。

（1）選手の生活・経済問題

（2）トレーニング施設，試合，コーチング

（3）社会的，文化的問題

上記の相互に関係し合う各領域での問題の解決を目指し，USOC 最新事業計画（1989-92）では，以下の多面的施策が遂行されている。なお，前４年期（1985-88）の事業実績として，４年間および１年間（1988）の事業支出の内訳は，それぞれ図３，図４に示した。

(1) 選手への生活・経済援助

オリンピック選手への援助の最も直接的なもので，継続および新規（1989-1992）に関設されたプログラムは以下のものである（予算額は４年間の総額)。

1)新規プログラム

ａ）選手助成金（Athlete Grants）

選手への直接資金援助で，総額1,600万ドルが計上される。各 NGB から推薦されたオリンピック候補選手を中心に，年間1,000人を対象とする。基本額は年間＄2,500（Level-１）で，その中でも特に追加援助の必要が認められた場合には，更に $5,000の追加が可能（Leve-２）とされる。

1989年現在，次期（1992）冬/夏季オリンピックを目指して登録された選手は839名，残り161名は，次期オリンピック種目に該当しないパンアメリカン大会種目への候補者を中心に，上記以外の NGB 種目で特に優秀で援助を必要とする者と，高度な目覚ましい成功を収めたスポーツでの特別選手に与えられる。

ｂ）授業料助成（Tuition Assistance Program）

選手が競技活動の引退後に，職業的な準備への学位取得や資格免許取得のための就学助成金援助プログラムで，年間１人当り＄5,000が支給されるもの。

ｃ）その他

選手健康保険；国際交流プログラム

2)継続プログラム

ｄ）金メダル作戦（Operation Gold Program）

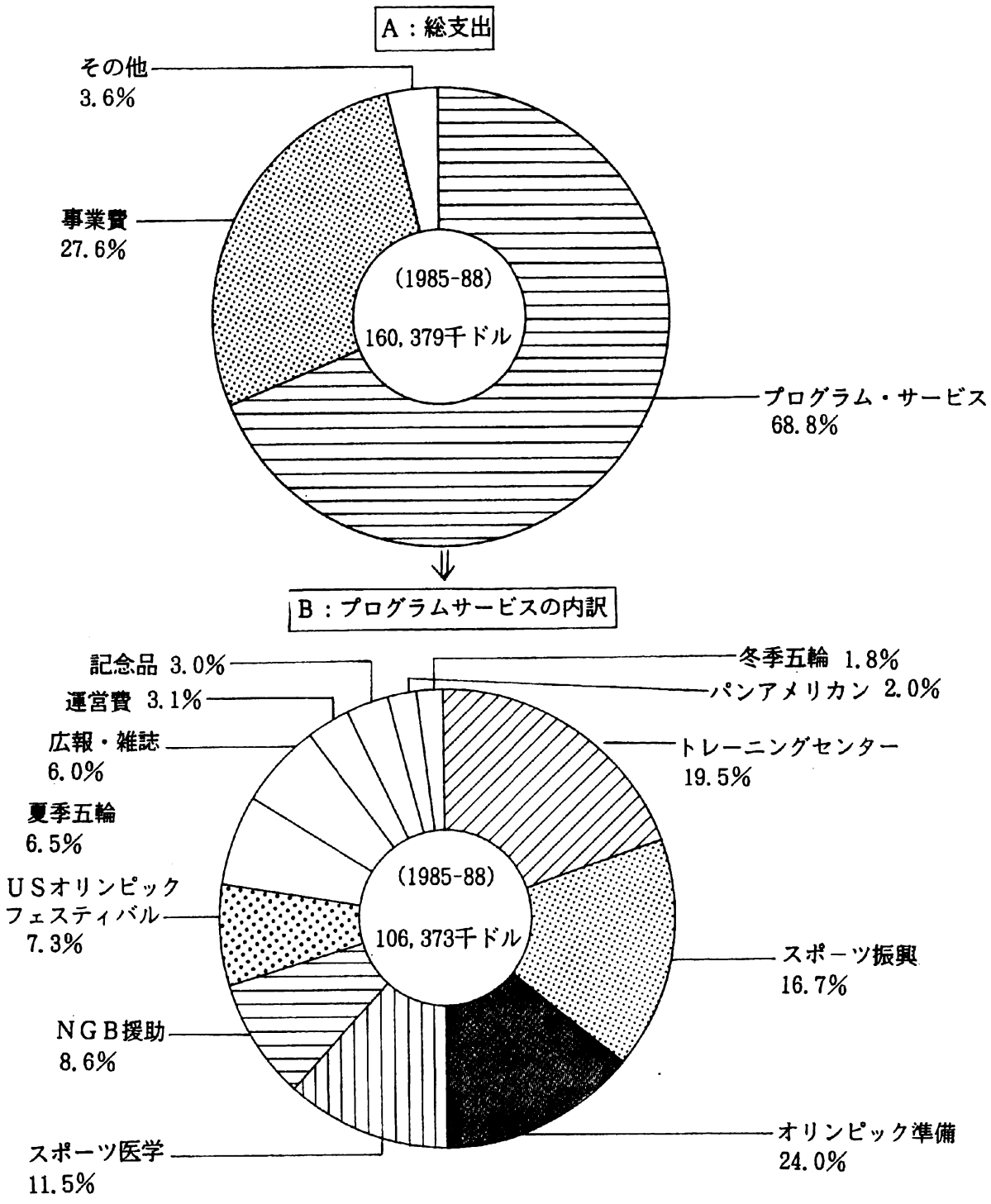


図3．USOC 4年間（1985-88）の総支出とプログラム・サービスの内訳

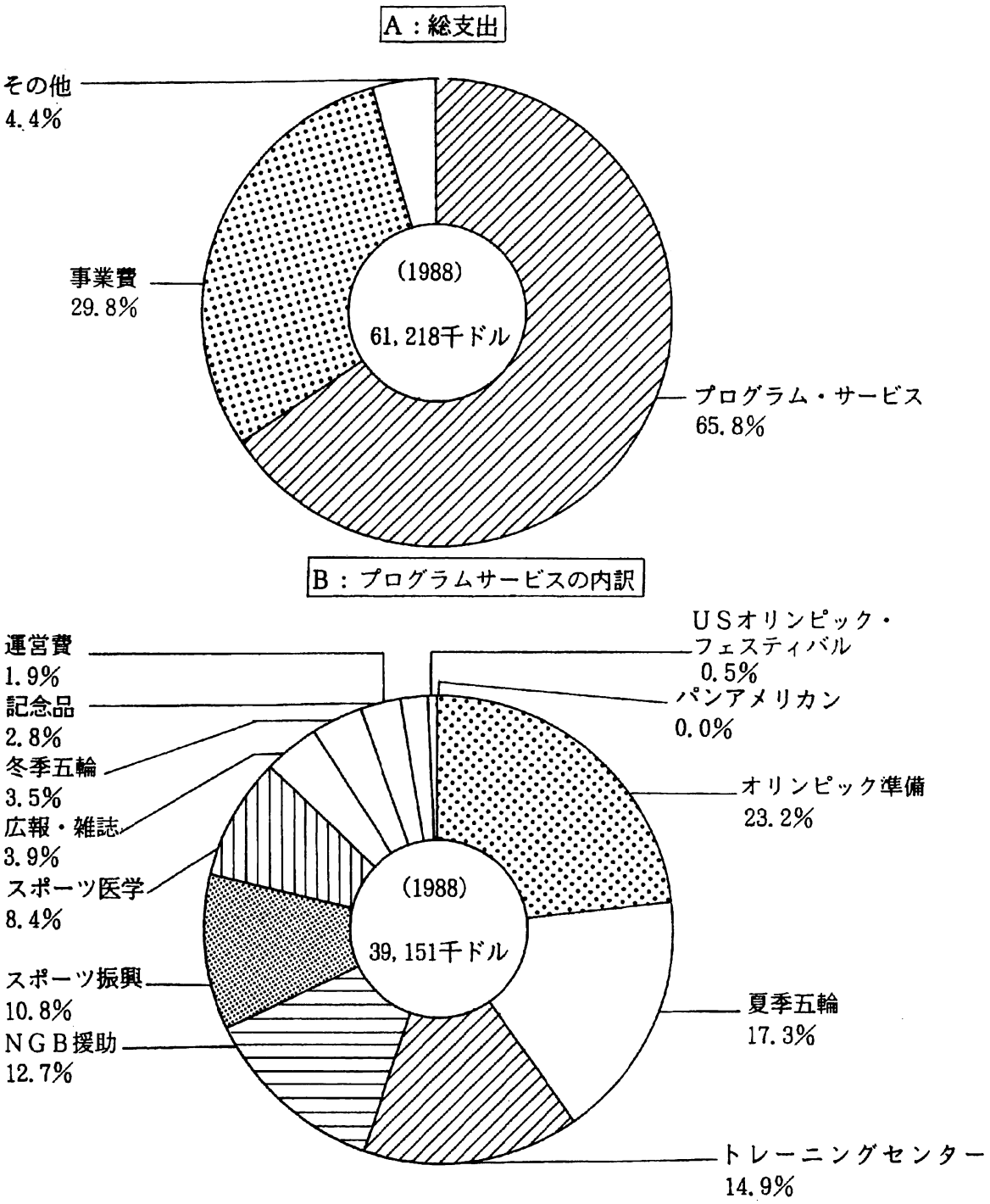


図4．USOC年間（1988）総支出とプログラム・サービスの内訳

1981年以来継続されているもので，世界選手権またはそれに相当する試合でのベスト6（準々決勝のある場合はベスト8）入賞者で，年額$2,500を支給するもの。

e） オリンピック職業斡旋プログラム（Olympic Job Opportunities Program）

オリンピック代表選手への見込みがあり，各NGBで推薦された優秀選手らにトレーニングや試合に必要な休暇と同様に，経済的な保証と生産的な職業準備の機会を提供するもので，4年間に130万ドルを計上。先の1985-88年の4年間には150人以上がこのプログラムを通じて，全米各地の企業に雇用され，これまでの累計で400名以上に達している。ソウル五輪ティーム611名の内175名がこれに参加し，45個のメダル獲得実績を誇る。

f）休業補償支給プログラム（Broken-time Payment Program）

オリンピック年での代表選手の，トレーニングによって生じた休業中の給与の損失を補償するプログラムで，1988年には254名の選手に総額約500,000ドル（1984年の4倍）となっている。

(2) トレーニング施設，試合，コーチング

世界的クラスの競技者へのトレーニング施設，試合，コーチング面での援助施策は，前述した米国アマチュア・スポーツの構造的特質を踏まえて，各種委員会を中心にNGBとの協力関係の下に多面的方向での組織的な改善が試みられている。

a）オリンピック・トレーニング・センター（OTC）

2つのOTCが開設されてきた。1つはColorado Springsにあり1977年開設され，USOCおよび全48NGBのうち17団体の本部も置かれる。他の1つは，主に冬季スポーツ用としてLake Placidに1982年開設されたものである。

1985年Northern Michigan Universityに開設された第3のOTCは，1989年USOC代表者会議（House of Delegate）にて，オリンピック教育センター（Olympic Education Center）への転換が決定されている。この施設は，選手らのトレーニングへの便宜を計ると共に，最高達成を目指してきた選手らが望む，教育的便宜を計ることを目的に再企画された。また，より温暖地でのOTCの新設が，San Diego, Indianapolisの2カ所に予定されている。

OOC報告（1988）はそれらの利用に関して，主体となるNGBと選手指向を強め，エリート選手およびナショナルティーム選手の利用の最優先を勧告している。[35)]

b）オリンピック助成金（Olympic Grant Program）

NGBへの助成を目的としたもので，各NGBでのトレーニング，用器具，及び試合経費援助として総額6,500万ドルが組まれる。各団体へは，USOCが設定した一定の基準ーティームの大きさ，主要な試合での成功，競技達成の向上等々に従って助成金が配分される。この財源の一部は，ロスアンゼルス・オリンピックでの予想外な収益からのUSOC配当が当てられる。

c）試合援助と参加権利の保護（Prevent Athletes' Right and Participation in Unrestricted Competition）

アマチュア・スポーツ法は，USOCを含め，各スポーツ組織や団体の執行委員会メンバーの20％を

選手サイドの代表とすることを義務付け，選手権利の保護を支持している。また，選手が組織的サービスを受けるのは直接NGBを通じてであるので，NGBから最善の便宜を選手が受けることへの監督義務がUSOCに与えられている（Sec. 202, the Act 1978)。[26]

d）スポーツ医学・スポーツ科学（USOC Sports Medicine and Science）

スポーツ医学プログラムはトレーニング・センター内，およびUSOCの関連大会（Olympic Games, Pan American Games, U. S. Olympic Festivals, Universiad）における，選手への総合的な医療サービス，薬物検査，および医学的教育・相談を目的としたものである。また，スポーツ科学サービス・プログラム（Sports Science Service Program）は生理学，心理学，バイオメカニクス，コンピュータ科学，技術工学，等々からの学際的な評価によって，競技パフォーマンスの向上を目的としたものである。また，これにはトレーニング・センターでのティーム・トレーニングに対する各種のテスト，教育的サービスの提供が含まれる。

1981年には，USOCのスポーツ医学評議会によって，エリート・アスリート研究プロジェクト（EAP: Elite Athlete Project）が発足。トップアスリートの競技パフォーマンスの分析を通じて，競技力向上へのスポーツ科学的援助が継続的に目指されている。当初の研究プロジェクトへの参加NGB種目は，陸上競技，自転車，フェンシング，バレーボール，重量挙等である。[3)6)38)]

この研究プロジェクトは第1段階（1981-84）を，直接的なロスアンゼルス大会への準備として，有望な候補選手のパフォーマンスの技術的・心理的分析と，コーチ・選手らへのデータの迅速なフィードバック。第2段階（1985-88）ではソウル大会を目指して，情報の蓄積とより詳細かつ迅速なデータのフィードバック・システムの構築が目指され，これらの研究成果はそれぞれの専門領域での研究雑誌，技術専門誌等に掲載され，専門的研究および指導上の貴重な情報として，国際的にも高く評価されている。

第3項　NGB重点施策と評価——陸上競技を中心に——

Amateur Sports Actの施行（1978）に伴って再生されたUSOCは，基本的には個々のスポーツ種目の国内統轄団体（NGB）や，その他のアマチュア・スポーツ団体の中央統轄調整機構として存在するが，実際の各スポーツに関する個別の政策は，それらの団体が決定し実施する。ここでは，オリンピックの代表的種目であり，伝統的な米国アマチュア・スポーツ界の現状を反映する典型的種目とされる陸上競技を中心に検討した。

1. NGBとしての組織的統轄

PCOS最終報告書（Final Report: Vol. 2，1977）は，戦後の米国陸上競技の国際競技力衰退，または停滞の防げとなる主な矛盾として，以下の4つを挙げている。[18)24)]

1）オリンピックでの高い関心に反して，通常年での無関心と僅かな民間経済援助

2）組織の派閥や団体間の確執による努力の分散と分断

3）トップレベルでの短い選手キャリア

4）女性へのプログラムの実際的な立後れ

更に報告書は，それらの具体的な問題点として以下の8つを挙げ，新生なったUSOC傘下で，陸上競技への単一目的を持つ国内統轄団体を形成し，早急かつ積極的な改善を勧告した。

1）全米体育協会（AAU）と全米大学競技協会（NCAA）間の陸上競技への主導権抗争から生じる，米国代表ティームへの選手及びコーチ・役員の選抜と派遣，試合参加，選手資格，施設利用，コーチング面での障害。[注)]

2）陸上競技を単一目的とした統轄団体の不在

3）適切な基金および専従スタッフの不足：選手発掘・養成に関わる草の根レベルでの資金援助，主要試合への選手派遣費用の援助，及びトップアスリートへのより高度なコーチ援助等々の不足。

4）学生競技者以外での優れた施設利用の阻害

5）女性へのプログラム，試合，種目の不足

6）適切なスポーツ医・科学研究の不足

7）いくつかの試合種目（ハンマー投，混成競技，競歩，3000m障害，等々）の無視

8）コーチや審判の養成，認定制度の不足

注）全米体育協会（AAU）と全米大学競技協会（NCAA）の間での陸上競技への主導権抗争：－AAUはIOC創設時の米国代表として貢献以来，長く実質的な国内オリンピック委員会（NOC）としても機能し，陸上競技を含めた8つのオリンピック種目の米国統轄権を得てきたものである。一方後者は，実質的な米国のアマチュア・スポーツの担い手である大学対抗スポーツ最大の統轄団体であり，同時に米国陸上競技連盟（USTFF）の後援母体でもあったが，国際陸上競技連盟（IF）からの米国代表権はAAUに与えられてきた。これらのことから，単なるエイジェント機能を深めたAAUに対する，実質的な選手の養成・援助に貢献するNCAA/USTFFサイドの不満が主な紛争の要因であったと見られる。[18)20)41)]

1つのNGBは，単一のスポーツ種目の統轄団体であることをスポーツ法（Public Law 95-606, 1978）は規定し，AAUは国際連盟（IFs）に対する複数競技での米国代表権の返還を陸上競技にも求められることになった。これに伴って，国際競技力の復活向上を目指しての最重要課題の1つでもあったAAU/NCAA間の紛争を解消し，陸上競技での単一の国内統轄団体（NGB）の創設は，以下の経緯で進められた。[4)5)8)18)20)28)40)42)43)]

1977年1月：PCOS最終報告書刊行

1977年10月：AAUは勧告に沿って「米国陸上競技連合」（USTFU）を創設

1978年9月：NCAA側は同様に，米国陸上競技連盟（USTFF）と米国陸上競技コーチ協会（USTCA）を合併し「米国陸上競技協会」（TFA/USA）を創設

1978年11月：アマチュア・スポーツ法可決

1978年12月：USOCは陸上競技に関するAAUの国際連盟（IF）加盟権を保留

1979年８月：法理念に沿って，陸上競技に関する国内統轄団体として，総ての関連組織・団体を網羅する「米国陸上競技代議員会（TAC/USA: The Athletics Congress of the USA)」を設立。USOC から NGB としての認定を受け，IF の米国メンバーとして加盟権を取得。

このような経緯を経てTAC/USA は，ジュニアからシニアおよび男性/女性とで様々に存在した関連組織の統轄団体として，米国史上初めて誕生した単一の国内統轄機構を形成することになった。

TAC/USA への代議員は，種々の加盟メンバー組織・団体，並びに選手会の代表者として，法令に即した USOC 方式に準じて選出される。総会，理事会等への選手代表は，少なくとも全体の20％が義務付けられ，民主的な運営が目指されている。

陸上競技での組織間紛争は，米国アマチュア・スポーツ界の象徴的存在であったが，国内統轄団体への組織的統合化の実現で，それまでの多くの障害は解消に向いつつある。

2. NGB の重点施策

具体的な統轄的組織改善に基づいて発展された陸上競技の NGB，TAC/USA の競技力向上政策の主な具体的施策には，以下の諸点が挙げられる。

1）専従ナショナル・スタッフの配置

ナショナル・オフィス（Indianapolis, IN）へは，理事会によって選ばれた専任の有給専務理事を雇用し，TAC/USA ポリシー遂行の実務最高管理責任者とした（以下の有給専任ナショナル・スタッフとの契約も含める)。[28)]

Director of Communication & Marketing
Director of Press Information
National Coach-Coordinator
Controller
Assistant to the Executive Director
Association Liaison
Consultant
New York Office
TV Representative
Offical Travel Agency

このことによりナショナル・オフィスは一種の企業経営体組織を形成し，以前のボランティア集団に比べてポリシーの遂行機能は大幅に改善された。それらは，基金集め，組織間調整，ナショナル・ティームの選抜準備，メディア広報関係等々に及ぶ。

2）選手・クラブ登録と組織間調整

60の TAC 地域協会を全米に設置し，TAC/USA への選手登録機構を整備するとともに，National

Coach Coordinator を通じて，以下の様な組織間の登録問題への現実的対応が見られる。

クラブ制度に関しては，従来の選手居住地に限定されたRegional Club以外に，シニア選手のみを対象とした全米規模での広域的な“National Club”制度を認定し，トップアスリートの活動実体への現実的な対応を講じている。これは，NCAA 等の学生登録競技者に対してもクラブ登録を認め，組織間調整によって大学のシーズン中は大学所属，そして終了後はクラブ所属へとの自動的な切換えを双方が認めたものである。[20)28)]

新たに認定された National Club は，企業スポンサーからの基金を集め，選手への経済援助，国内外での試合契約，スポーツメーカーとの個人契約等々へのエージェント機能を中心とするものである。これは，後述の競技者信託資金制度と共に，米国のトップアスリートへの施設・コーチング援助（大学組織から），活動・生活資金，大学対抗以外の試合参加，用具等の援助（クラブ組織から）を受ける機会の増大に貢献している。

3）アマチュア規定の改革と競技者信託資金制度の開設

TAC/USA は1979年の総会にて，規則での選手資格に関するアマチュア条項の規定緩和を決定した。同時に，国際陸連（IAAF）へも改善を提案し，翌年実現させた（IAAF Rule 53, 1982)。これらを踏まえて，1981年には競技者信託資金（TACTRAST）制度を発足。当時，“under the table”が最早公然の秘密と化していた選手への試合出場料や試合賞金に関して，TACTRAST を通じての授受を公認した（1982年国際陸連承認)。更に，1982年には，企業スポンサーによる TAC/USA 主催の賞金大会シリーズ（Mobil Grand-Prix）を創設した。[5)20)28)29)34)]

これら米国陸上界での一連の施策は，国際陸連（IAAF）および各国陸連へも大きな影響を与えてきた。例えば，国際陸連はこれらを基本モデルとして，国際グランプリ大会を1985年より開始し，各国陸連でも同様な競技者信託資金制度の創設がみられる。[20)]

4）国際陸連との関係強化と国際試合開催

典型的な民間主導型の米国でのスポーツ政策の遂行は，上記の一連の競技者への効果的な経済援助施策の前提条件として，トップアスリートの競技者資格の国際的なルール改正－プロ化（オープン化）が不可欠である。このため，国際陸連の中枢機構である Council には，TAC/USA の政策遂行責任者である専務理事を米国代表として送り，関係強化と政治的影響力の行使も顕著である。

具体的には，上記の施策の実現の他，ヨーロッパ中心であった IF 主催（および後援）の国際競技会の米国誘致，米・ソ対抗試合等の日本開催等である。これらの意義は，TV 放映権料，企業スポンサー等からの基金の獲得と共に，国内でのハイレベルな国際試合開催による米国選手への試合機会の増大，並びに国民の陸上競技への関心の喚起等々に置かれる。

5）代表選手の選抜と準備過程の改善

米国代表選手の選抜と準備過程は，それまで“AAU's last-minute-itis”と評されていたが（PCOS

Final Report: Vol- 2, 1977), [24] NGBの創設と組織化によって，以下の様なティーム・セレクションの合理化施策が見られる。

主要国際大会へのナショナル・ティームの選抜は，常設運営委員会の1つに4年任期の国際試合委員会（International Competition Committee）を設け，以下の任務と責任を明確にした：(a)国際試合の計画，調整と指揮，(b)常設種目委員会との調整による各種目毎の資格対象選手の動員参加，(c)国際競技会，及びそれに心要な選考競技会の計画と選手参加の処理，(d)対象試合へのコーチ，マネージャー，およびその他の試合関係者等の選出。また，これらの実際的な遂行責任は，TAC/USAナショナル・スタッフのNational Coach Coordinator（NCC）が負っている。[4)20)28)]

上記のNCCは，その職務上，ソ連・東欧を中心とする諸外国のコーチ制度の下でのナショナル・コーチの統轄指揮者ーヘッド・コーチに相当すると思われる。しかしながら，競技者の養成とトレーニングは，自主独立性の強固な大学・クラブのコーチング・プログラムに依存しており（これがまた米国の強みでもあるのだが），それらと同様なナショナル・コーチ制度の創設には批判的である（WILT, F 1978)。[43] この意味で，上記の国際試合委員会，およびナショナル・スタッフのNCCによる対応は，米国陸上界の現状に即した極めて有効な施策に思われる。

6）その他

競技力向上政策に関するその他の施策には以下のものが挙げられ，それぞれに常設の専門委員会が設置され，専任の有給ナショナル・スタッフが施策の遂行責任者を務める。

それらの主なものは，メディア関係の強化と競技情報の収集分析，スポーツ医・科学面での研究援助の提供，およびコーチ養成・認定プログラムの発足（1984）等々である。[28)]

3. 評価と問題点

図5は，国際競技力向上政策の評価を最も単純な数値的指標として，夏季オリンピック大会での主要国のメダル得点率（%）の推移を比較したものである。ここでのメダル得点率は，金・銀・銅メダルに対してそれぞれ3-2-1点を傾斜配分し，各大会毎での総メダル得点に対する各国のメダル得点割合とした。メダルに対する傾斜配分は，メディアを通じての社会的パブリシティに対する重み付けを考慮したものである。但し，1980/84年の両オリンピックは，米・ソ両大国を中心に東西の主要国が互いにボイコットし合って直接的な比較はできない。また図6は，夏季オリンピック大会への参加国数，メダル獲得国数およびメダル獲得国の割合（%）の推移を示すものである。

近代オリンピック大会発足当初の数回は，参加国数も20ヵ国に満たない限定的な汎欧州大会であったが（初めて大西洋を越え米国で開催された1904年セントルイス大会は例外），第1次大戦後の再開（1920）から，第2次大戦までの米国は，平均して総メダル得点率の実に4分の1（平均24%；最高30%；最低16%）を1国で独占するものであった。またこの間，総得点の約75%が，近代オリンピック設立に参画した欧州各国と米国とで占められ，少数国でのメダルの寡占状態が特徴的であった。しかし，第2次大戦以降，オリンピック大会での国際的覇権を誇示し，イデオロギー的プロパガンダを

目的に国家選手を養成するソ連の参加（1952）は，即座に米国の得点率に迫り他の諸国を圧倒した。次からの大会では，早くも４～５ポイント優位に立ち（1956/1960），70年代には再び３～５ポイント優位のまま現在に至っている。同時に，社会主義化されたオリンピックの伝統国－ハンガリー，チェコ，ポーランド，ルーマニア等の60年代の躍進と，東独の単独参加（1968）とによって，米国はもとよりフランス，英国，スイス，スウェーデン等々，西側伝統国のメダル・シェアの低下と圧縮が顕著となった（図５）。

また，近代オリンピック大会の発足以来，総参加国に対するメダル獲得国割合の低下は，東欧勢の躍進と新興独立国の参加が急増する1960年以降特に顕著である。戦前までは，総参加国の70～80％にメダル獲得のチャンスがあったが，60年代以降では半数以下（約40％）－ソウル五輪では僅か33％の寡占化が更に顕著となっている（図６）。

オリンピックのメイン・イベント陸上競技に関するメダル・シェアの推移（前出図１参照）は，基本的に上記と同様な停滞・低下傾向が見られ（男子ではそれがより顕著），戦後の政治・経済・社会状況の反映が明らかである。男子に関する戦後の米国の衰退は，ソ連・東欧諸国の進出と，60年代でのアフリカ新興独立諸国等からのトラック・長距離種目での台頭によるものである。

12年振りに東西両陣営が参加したソウル五輪では，米国での競技力向上政策の展開にも関わらず，メダル・シェアからみた米国の競技成績の低下傾向は依然として改善されたとは言えない。しかし逆に，米国の女子陸上陣は，ソウル五輪で戦後最高のシェアを達成し，70年代での低迷からの脱皮が示された。その結果，女子の陸上競技では，東独・ソ連・米国の僅か３ヵ国によって，総メダル数の70％以上が占められる高度の寡占化が顕著となっている。米国の女子陸上陣の躍進は，タイトルⅨ以降の米国での女性解放政策，および80年代からの競技力向上政策からの種々の競技者援助による相乗効果を示唆するものであろう。

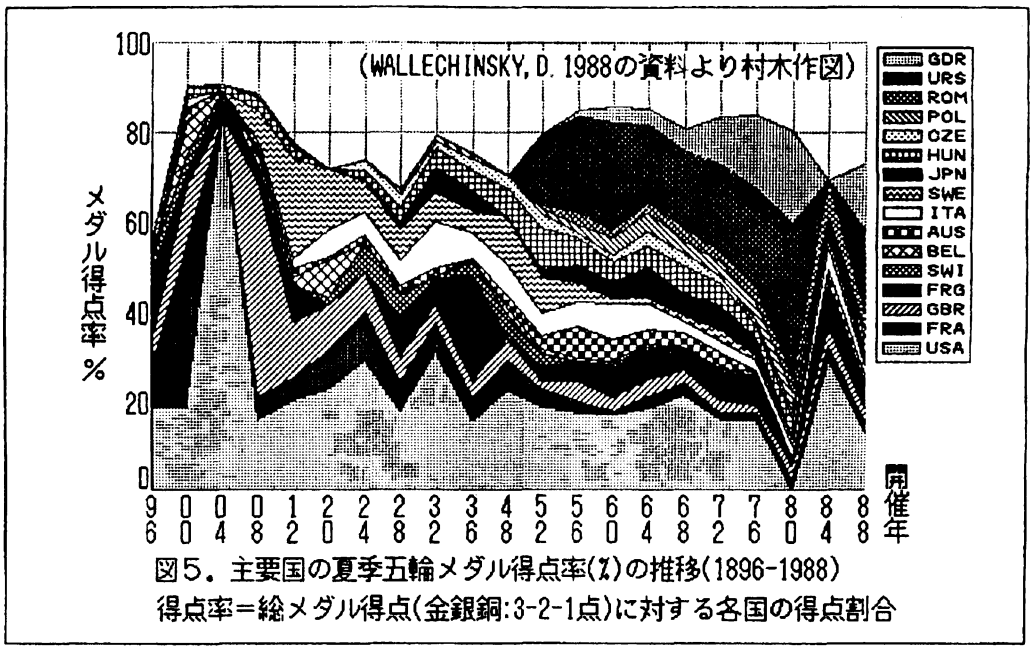


図５．主要国の夏季五輪メダル得点率(％)の推移(1896-1988)
得点率＝総メダル得点(金銀銅:3-2-1点)に対する各国の得点割合

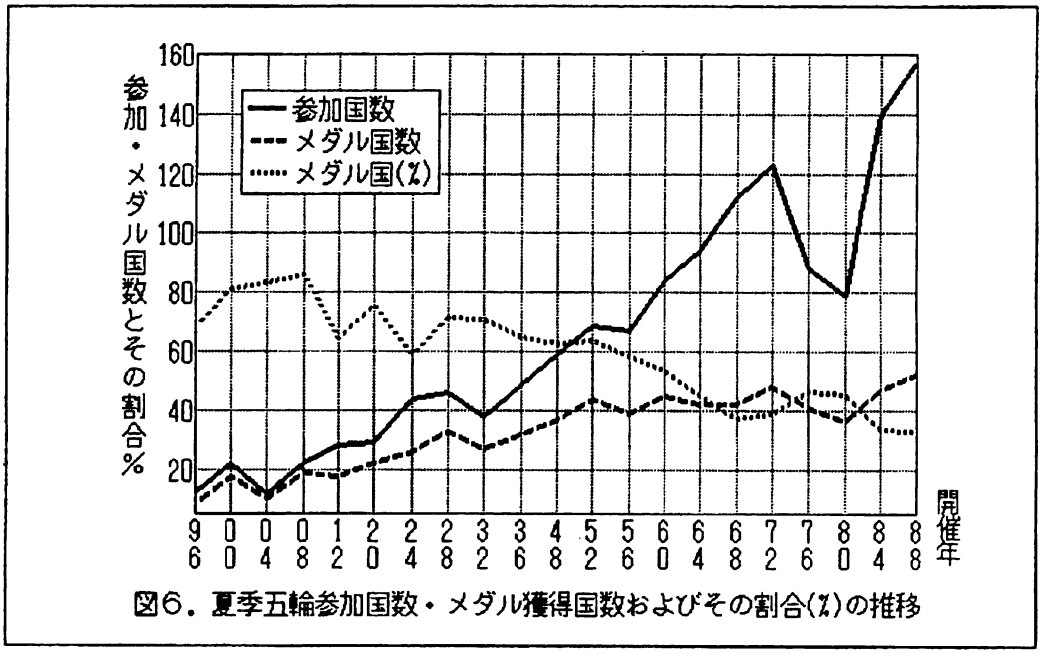


図6．夏季五輪参加国数・メダル獲得国数およびその割合(%)の推移

(WALLECHINSKY, D. 1988[41]の資料により村木作図)

また先に述べたように，戦後の米国の国際競技力の推移を，オリンピック種目全体のメダル・シェアの観点から単独に評価してみると，必ずしもアマチュア・スポーツ法の成立過程で論議されたほどの大低落とは言い難いものがある。それは，むしろ以下の様な，伝統およびメディア的にアピール性の高い内容に基づく，より主観的・相対的な印象判断（思い込み）によってスポーツ成果が評価され易い傾向にある様に思われる。

①ソ連・東独を中心とする共産圏の，急激な参入がもたらした相対的な地位の低下に対する脅威

②米国ティームの不注意による失策（選手のエントリーミス等）

③関心の高い伝統的競技ー陸上競技，水泳，バスケット，ボクシング等々の成績

④金メダルへの絶対評価と高い価値付け

従って，競技力向上政策の評価および政策決定の理論的基礎の形成には，「競技力」そのものと同時に，スポーツの社会的価値等々に関する，競技理論およびスポーツ原理的な考察が不可欠であろう。

1978年のアマチュア・スポーツ法の成立により，米国史上初めて，陸上競技での単一の国内統轄団体 TAC/USA が誕生し，統轄権の統合化と活動の中央集中化が実現されてきた。これによって，ナショナル・ティームの選抜や，選手の経済的側面での従来からの障害の多くは，前述してきた様な施策によって大きな改善が見られた。例えば，最高達成を目指すトップアスリートの競技キャリアの継続，経済的保障，目標試合へのティーム選抜と準備，スポーツ科学情報の提供，等々である。しかし，一方では，伝統的な米国陸上界の強みであった，個々の大学ティームを中心とする自主・独立プログラムでの個性豊かで創造的な“自由競争”の不活性化への懸念も聞かれる（WILT, F. 1978)[43]。

大学ティームでは“Title-IX”の施行以来（1972)，女性プログラムの男性と同等の発展が義務付

けられたことにより，NGBであるTAC/USAとは逆に，近年，財源の窮乏が顕著に見られる。このため，陸上競技プログラムをカットする大学も急増しており，米国陸上界の人材供給の著しい減少も，近い将来に深刻なものとなることが懸念される。NCAAによると，男子の陸上競技プログラムがカットされた大学は，1987-88年で29校にのぼる（STOLLEY, S. 1989）[27]。

他方では，TAC/USAの競技力向上政策を通じて，トップアスリートの競技キャリアの長期化，競技者の専業化，および試合の高度な興行化等々が，米国並びに国際的な陸上界での急激な変革を生み出した。またこの過程の中で，試合チャンスと共に，企業スポンサー・試合賞金等々スポーツ資金の少数エリート選手やティーム，クラブへの高度な集中によって，選手間およびスポーツ間格差の拡大も顕著である[20]。従って，エリート・スポーツへの資金流入とは逆に，従来のアマチュア・スポーツでの非収益スポーツ（Non-Revenue Intercollegiate/Club Sports）ではむしろ資金不足も深刻化しており，プログラム・カットによるコーチのポスト不足，職業基盤への不安も出始めているのが現状である[27]。

草の根レベルでのタレントの発掘や養成，およびスポーツの奨励と普及のための施策と，トップアスリートへの直接的な競技力向上を目指しての施策は，必ずしも両立するものではない。むしろ，国際競技力の向上は，世界的にソ連・東欧諸国や一部の発展途上国を中心に，先進西欧諸国も類似した国策的なトップレベル・スポーツへの資金の過度な集中と選手のプロ化によって達成されてきたものと言えよう。ソ連・東欧諸国，および一部の発展途上国では，国家の国際的なプロパガンダを目的に，国際競技力向上政策として，エリート・スポーツへの国家予算の大量投資によってフルタイムの選手，コーチ，研究者らを雇い，理論と実践両面でのコーチングおよびトレーニング・システムを実現してきた。しかし，今日の東欧社会主義体制の崩壊はまた，それらに対するこれまでの著しい財政的アンバランスに対する大衆の厳しい批判に晒され，競技力向上スポーツ政策自体の全面的な見直しも迫られているのである。

典型的な民間主導型である米国に於ても，前述の様な莫大な資金や試合機会の少数エリート選手への集中に対する批判は少なくなく，資金の適度な環流が望まれている。当該競技はもとより，スポーツ全体にとっても，エリート・スポーツから学校・地域での草の根レベルに至る，豊かなスポーツ環境づくりとのバランス良い発展の中にこそ，真のエリート政策の存在が可能であろう。これに関連して，米国では，アマチュア・スポーツに対するプロ・スポーツでの資金集中も同様な問題として論議され，前者への適度な資金環流の必要性も指摘されている（PCOS, 1977）[24]。その理由は，プロ・スポーツの存在自体が，アマチュア・スポーツからの人材養成と供給面での貢献を前提にしているためである。ちなみに，図7には，米国でのプロ・スポーツとアマチュア（大学対抗/クラブ）スポーツの観客動員数の種目別割合（%）を示した。また同様に，図8には両者の入場券収入のスポーツ種目別割合を示した。

各国での世界的レベルでの競技力向上政策の強化に伴った，アマチュア・スポーツのプロ化と種目間および個人間での資金格差の拡大現象は，1970年代以降極めて短期間に，しかも急激な変化としてもたらされたものである。しかし，それに対応しうる適切な経済政策に基づいた，具体的で現実的な施

策はまだ見出されていない様に思われる。

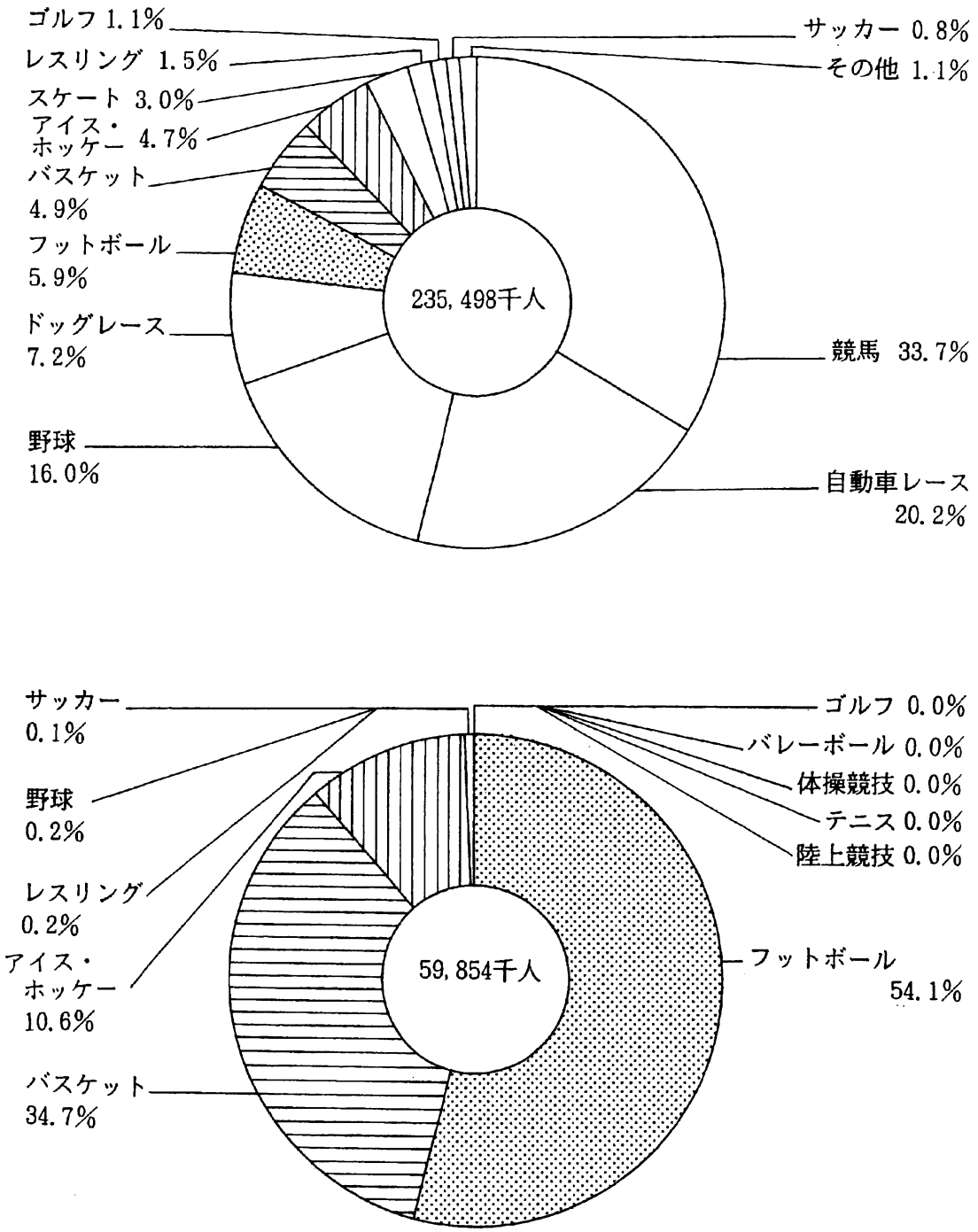


図7．米国におけるプロ・スポーツ(上段)と大学スポーツ(下段)の観客動員数の種目別割合(PCOS, 1977[24])より村木作図)

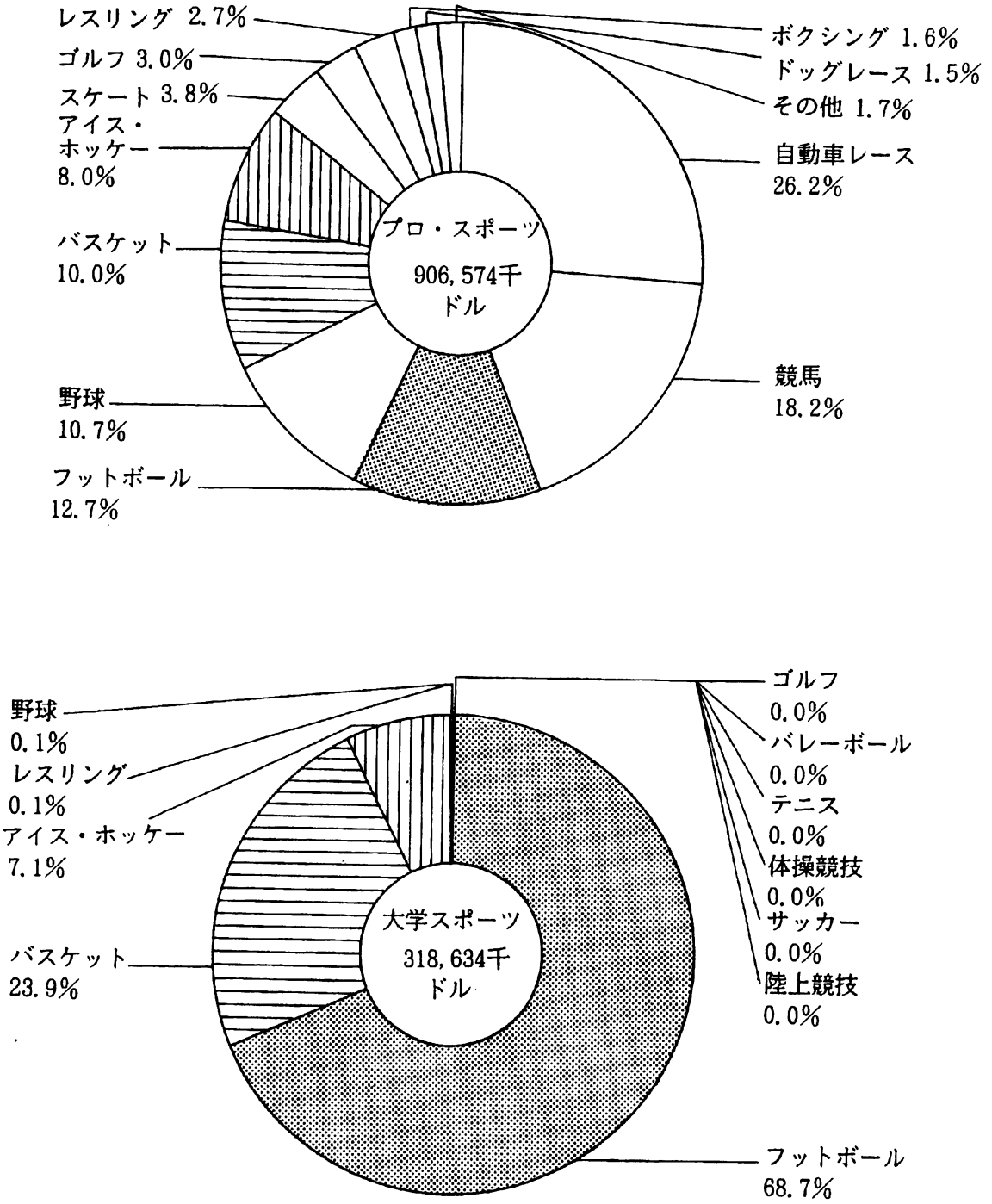


図8．米国におけるプロ・スポーツ(上段)と大学スポーツ(下段)の入場券収入の種目別割合(PCOS, 1977[24])より村木作図)

第 1 節　参 考 文 献

1) BAKER, W.J.: Sports in the Western World, Revised Edition. Illinoi Books, 1988.
2) BROOM, E.F.: Funding The Development of the Olympic Athlete, A Comparison of Programs in Selected Western and Socialist Countries. In: KROTEE, M.L., JAEGER, E.M. (Eds) Comparative Physical Education and Sport, Vol. 3 (pp. 207–216), Human Kinetics Publishers, Inc., 1987.
3) BROWN, H.: Elite Athlete Project. TT, 92: 2921/2947, 1985.
4) CARNES, J.: From the Desk of Jimmy Carnes, President The Athletics Congress/USA. TT, 84: 2665–2666, 1983.
5) CARNES, J.: From the Desk of Jimmy Carnes, President The Athletics Congress/USA. TT, 85: 2889–2890, 1985.
6) CLARKE, K.S.: The Amateur Sports Act of 1978––Implications for Sports Medicine. In: Symposium on Olympic Sports Medicine. W.B. Saunders, pp. 7–12, 1983.
7) CRUM, D.: Coaches' Views On Preparing Athletes For International Competition. Proceeding of the United States Olympic Academy XI (pp. 239–245), USOC, 1987.
8) ELSON, P.R.: To Support or Not Support. Track Technique, 60: 1896, June 1975.
9) FORTUNE: "Supporting The Dream" A Celebration of Corporate Sponsorship of the United States Olympic Committee. FORTUNE, August 14, 1989.
10) GAMBETTA, V.: From the Editor, Let's Certify Coaches. TT, 82: 2600, 1981.
11) GAMBETTA, V.: From the Editor, Competition-Too Much or Too Little. TT, 82: 2696, 1983.
12) GAMBETTA, V.: From the Editor, Olympic Team Selection. TT, 87: 2760, 1984.
13) GAMBETTA, V.: From the Editor, Affter the Olympics? TT, 90: 2856, 1984.
14) GAMBETTA, V.: From the Editor, Looking Ahead. TT, 91: 2888, 1985.
15) GAMBETTA, V.: From the Editor, Coaching Education Update. TT, 98: 3112/3136, 1987.
16) GAMBETTA, V. (Ed.): Elite Coaches' Survey. TT, 100: 3179–3184, 1987.
17) GAMBETTA, V.: From the Editor, A Portent of the Future. TT, 104: 3304/ 3332, 1988.
18) GREEN, D., BRENNER, H.: Inside The United Stats Olympic Movement--why we're losing and how can win. Piper Press, 1984.
19) KROTEE, M.L.: An Organizational Analysis of the International Olympic Committee. In: SEGRAVE, J., CHU., D. (Eds.) The Olympic Games in Transition (pp. 113–148). Human Kinetics, 1988.
20) 村木征人：スポーツ・トレーニングの理論と実際。ブックハウス・エイチディ（印刷中）
21) NIXON II, H.L.: Sport and the American Dream. Leisure Press, 1984.
22) PCOS: The White House Exective Order––President's Commission on Olympic Sports. TFQR, 76 (2), 1976.
23) PCOS: The Final Report of the President's Commission on Olympic Sports 1975–1977, Volume I. U.S. Goverment Printing Office, 1977; Reprinted in: TFQR, 77 (1), 1977.
24) PCOS: The Final Report of the President's Commission on Olympic Sports 1975–1977, Volume II. U.S. Government Printing Office, 1977; Reprinted in: TFQR, 76 (4), 1976.
25) PLANT, G. (Edited): The USA in the Olympic Movement. USOC, 1988.
26) Public Law 95–606, 95th Congress, Nov. 8, 1978.
27) STOLLEY, S.: Where Have All The Coaches Gone? TT, 106: 3387/3397, 1989
28) TAC: The Athletics Congress of the USA: 1982 Directory––Including The Athletics Congress' By-Laws and Operating Rules. TAC/USA, 1982.
29) TAC: Almost Everything You May Want to Know About The TAC/USA Athletes' Trust. TT, 85: 2697–2698, 1983.
30) TAC: TAC National Coaching Certification Program. TT, 86: 2729/2742, 1983.
31) TAC: Drug Testing. TT, 87: 2761–2862, 1984.
32) TAC: "We're Doing It The American Way." TT, 90: 2857–2858, 1984.
33) TAC News, Coaches Education and Certification. TT, 98: 3113/3136, 1987.
34) TAC News, TACTRUST Paying Athletes By Rules. TT, 105: 3337–3338, 1988.
35) USOC: U.S. Olympic Committee News, February 24, 1989.

36) USOC: U.S. Olympic Committee News, October 20, 1989.
37) USOC: 1988 U.S. Olympic Committee Financical Report USOC, 1989.
38) USOC: U.S. Olympic Committee 1989 Fact Book. USOC, 1989.
39) VINOKUR, M.B.: More than a Game , Sports and Politics. Greenwood press, 1988.
40) VANDERZWAAG, JJ.: Policy Development in Sport Management. Benchmark Press, Inc., 1988.
41) WALLECHINSKY, D.: The Complete Book of the Olympics. Penguin Books, 1988.
42) WILT, F.: On Criticism. TT, 67: 2120, March 1977.
43) WILT, F.: From The Desk of Fred Wilt, National Coach? TT, 72: 2280/2310, June 1978.
44) その他: Track & Field News (1964-1989)